

豪雪地帯特有の課題に対応した財政支援等の更なる充実強化を求める意見書

本県は、県内全域が豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯に指定され、特に積雪の多い26市町村は特別豪雪地帯に指定されている豪雪県であり、降雪期には道路をはじめとした公共施設の除排雪や県民の雪害事故防止など、降雪期後においては雪氷や除雪作業で損傷した道路施設の修繕など、年間を通じて雪対策を実施している。

国においては、本県を含む豪雪地帯に対し、同法に基づき地方交付税や道路除雪費への補助、防災・安全交付金、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金などの豪雪地帯対策に必要な財政上の措置を講じている。

しかしながら、短期集中的な降雪の頻発化等に伴って増加する雪害事故対策や除雪作業等により損耗・消失した道路区画線や道路標示の補修対応、大雪により遅延・運休が生じる公共交通の代替輸送手段の確保など、豪雪地帯特有の課題は多岐にわたって継続的に山積している。本来、全ての課題に対して十全な対応をとるべきところ、本県の厳しい財政運営の中では優先順位をつけて対応せざるを得ない状況にある。

よって、国においては、豪雪地帯における雪対策が財政的に制約されて県民生活に支障が生じることのないよう、同法に基づく財政支援等の更なる拡充に向け、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 雪下ろしにおける死傷事故等を低減するため、自治体において地域の実情に応じて柔軟に雪害事故防止策を実施できるよう、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の「安全克雪事業」の補助率を引き上げること。
- 2 除雪作業等により損耗・消失する道路区画線や道路標示は、安全な道路交通環境を確保することはもとより自動車の安全運転支援機能等にも使用されることから、補修に必要な予算を確保するとともに、区画線等の長寿命化に向けた技術開発を促進すること。
- 3 近年の気候変動（みぞれ・降雨、融雪の増加、ゼロクロッシングの発生）を要因とした路盤の凍結・融解による道路舗装の損傷に対する国の支援を拡充すること。
- 4 大雪等により鉄道の運休が生じた場合のバス等による代替輸送体制構築について、鉄道事業者に対する指導及び必要な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月17日

衆議院議長 長官 森 英 介 殿
参議院議長 長官 関 昌 一 殿
内閣総務大臣 高 口 市 殿
総務大臣 林 早 芳 殿
財務大臣 片 山 子 殿
国土交通大臣 金 山 子 殿
国土強靱化担当大臣 牧 野 恭 之 殿
たかお

山形県議会議長 田 澤 伸 一